



# 鳥取県公報

平成15年3月14日(金)  
第7466号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (155) (県民室) .....	1
	特定計量器の定期検査の実施 (156) (経済交流課) .....	1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (157) (森林保全課) .....	2
	鳥取港湾計画の変更 (158) (空港港湾課) .....	3
教委告示	定例教育委員会の招集 (4) (総務福利課) .....	3
	口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (5) (高等学校課) .....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第155号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県男女共同参画センター非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点、合計得点及び順位	合格発表日から1週間	鳥取県男女共同参画センター

### 鳥取県告示第156号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実施場所

気高郡 青谷町	平成15年4月16日(水)	午後1時から 午後3時まで	気高郡青谷町大字青谷4083-3 青谷町中央公民館
気高郡 鹿野町	平成15年4月17日(木)	"	気高郡鹿野町大字鹿野1517 鹿野町役場
気高郡 気高町	平成15年4月18日(金)	"	気高郡気高町大字浜村233-2 気高町農業者トレーニングセンター
気高郡	平成15年4月25日(金)	"	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
"	平成15年5月6日(火)から同月30日(金) までの日(日曜日及び土曜日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

**鳥取県告示第157号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字浜山2322、2322の1、字一里浜2340の1、2340の124、2340の154、大字小浜字浜畑947の1、字浜山946の1、大字石脇字坪井793の45、大字宇谷字ナハナミ639の32、字荒浜870の26、字浜山830の3

## (2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字尾後302の2、305の2、306の1、309の1、310から312まで、313の1、314、315の1、316の1、316の5、316の10、316の11、317の2、字池ノ谷西平278の1、大字石脇字二ノ甲亀山1296の1、1296の2、大字泊字後島1422の1、1422の8、1422の13、大字宇谷字荒浜870、字水谷1494、1497の5

## (2) 保安林として指定された目的

風害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字水谷1494、1947の5

## (2) 保安林として指定された目的

魚つき

## (3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

## 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井793の45

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に供え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第158号**

鳥取港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和25年法律218号）第3条の3第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 港湾計画の変更の概要

平成9年鳥取県告示第805号（鳥取港港湾計画の変更について）によりその概要を告示した鳥取港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 小型船だまり計画において次の小型船だまりを追加する。

地区名	名 称	数 量
千 代	千代第2船だまり 小型さん橋	3基
千 代	千代第2船だまり ふ頭用地	2ヘクタール

(2) 大規模地震対策施設計画を変更し、次の施設を大規模地震対策施設とする。

地区名	名 称	水 深	バース数	延 長
千 代	3号岸壁	7.5メートル	1	130メートル

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部空港港湾課

## 教育委員会告示

**鳥取県教育委員会告示第4号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年3月14日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

1 日時 平成15年3月18日（火）午前10時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

(2) その他

鳥取県教育委員会告示第5号

平成12年鳥取県教育委員会告示第15号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成15年3月14日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所	口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
				鳥取県公立学校学校栄養職員採用候補者選考試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課
			第2次試験の試験種目の得点及び順位		最終試験結果の通知日から1月間		
			第1次試験の合計得点と第2次試験の得点との総合合計得点及び最終順位		”		
鳥取県立学校現業職員採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から1月間	教育委員会高等学校課	鳥取県立学校現業職員採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から1月間	教育委員会高等学校課
鳥取県公立学校職員（船舶乗組員）採用候	試験の総合判定	試験結果の通知日から1月間	”				

補者選考試 験							
略	略						

## 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成15年度（平成15年4月から平成16年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成15年3月26日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

## 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
申 込 者 氏 名

印

（法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。